

神奈川県青少年保護育成条例施行規則 新旧対照表

新	旧
<p>第10号様式（第21条関係）（表） 【略】 （裏）</p>	<p>第10号様式（第21条関係）（表） 【略】 （裏）</p>
<p style="text-align: center;">神奈川県青少年保護育成条例（抜粋）</p> <p>（立入調査）</p> <p>第51条 知事の指定した者及び警察官は、この条例実施のため必要があると認めるときは、興行場その他の営業所内に立ち入り、調査を行い、関係人から資料の提供を求め、又は関係人に対して質問することができる。</p> <p>2 前項の手続は、必要の最少限度において行うべきであつて、関係人の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。</p> <p>3 知事の指定した者及び警察官が第1項の調査を行う場合は、その身分を示す証票を関係人に呈示しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>（罰則）</p> <p>第53条</p> <p>6 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(5) 第51条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による資料の提供をせず、若しくは虚偽の資料の提供をし、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p>	<p style="text-align: center;">神奈川県青少年保護育成条例（抜粋）</p> <p>（立入調査）</p> <p>第51条 知事の指定した者及び警察官は、この条例実施のため必要があると認めるときは、興行場その他の営業所内に立ち入り、調査を行い、関係人から資料の提供を求め、又は関係人に対して質問することができる。</p> <p>2 前項の手続は、必要の最少限度において行うべきであつて、関係人の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。</p> <p>3 知事の指定した者及び警察官が第1項の調査を行う場合は、その身分を示す証票を関係人に呈示しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>（罰則）</p> <p>第54条</p> <p>6 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(5) 第51条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による資料の提供をせず、若しくは虚偽の資料の提供をし、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p>